

大口町職員の希望降格実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員が病気その他の理由により自らの意思で降格を希望する場合に、これを尊重し承認することにより、職員の心身の負担を軽減し、効率的な人事行政の確保を図ることを目的とする。

第2条 降格を希望することができる職員は、大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）の別表第1行政職給料表（一）の5級から7級までの職務の級にある者（以下「対象職員」という。）とする。

(降格)

第3条 この要綱による降格とは、降格を希望する対象職員をその者が現に保有する役職よりも1級又は2級下位の役職に任命するとともに、職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

2 この要綱により降格となった職員は、当該降格処分に関し地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項に規定する不服申立を愛知県公平委員会に対して行うことができない。

(降格の申出)

第4条 降格を希望する対象職員は、降格希望申出書（様式第1。以下「申出書」という。）を総務部長を経由して任命権者に提出しなければならない。

2 降格を希望することができる職務の級は、現に保有する職務の級より1級又は2級下位までとする。

3 降格の申し出は、対象職員が自らの意思決定により行うものであり、何人もこれを強要してはならない。

(申出の承認)

第5条 任命権者は、対象職員から申出書の提出があったときは、速やかに降格の適否について判断し、その結果を降格承認（不承認）通知書（様式第2。以下「通知書」という。）により、申出書の提出があった日から30日以内に当該職員に通知しなければならない。

(降格の効果等)

第6条 任命権者は、降格希望を承認したときは、原則として承認の日以後の最初の大口町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和55年大口町規則第7号。以下「規則」という。）第32条の規定による昇給日に、当該通知書に基づき当該職員を降格するものとする。

2 降格の日における当該職員の給料月額は、規則第23条の規定により決定するものとする。

3 この要綱の規定により降格となった職員は、原則として降格となった日から5年間は昇格の対象としないものとする。

附 則（平成12年12月27日 大口町訓令第20号）

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成19年11月19日 大口町訓令第12号）

この訓令は、告示の日から施行する。

様式第1 (第3条関係)

降 格 希 望 申 出 書

年 月 日

任命権者

様

所 属

役職名

氏 名

印

私は、次のとおり降格を希望しますので、申し出ます。

1 降格を希望する理由

2 降格後に従事したい職務又は部署

様式第2（第4条関係）

降格承認（不承認）通知書

年 月 日

様

任命権者

⑩

あなたの降格希望の申し出に対し、次のとおり決定したので通知します。

承認する

年 月 日より現に保有する役職よりも
級下位の に降格します。

承認しない

承認しない理由